平成２１年（フ）第７１号
京都府亀岡市大井町並河１丁目17―２　西台ハイツＶ201号、住民票上の住所京都府亀岡市西つつじケ丘大山台１丁目13番４号
債務者　杉本由里江
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
京都府亀岡市北河原町２丁目２番15―102号
債務者　矢田壽和子
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
香川県観音寺市柞田町乙1232番地８
債務者　藤田　由紀
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第５３号
愛媛県今治市松本町１丁目１番地１、旧住所愛媛県今治市玉川町中村甲512番地７
債務者　谷川千代子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第５５号
愛媛県越智郡上島町弓削上弓削473番地、旧住所愛媛県越智郡上島町弓削上弓削1409番地
債務者　中谷　　勉
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第８５号
山形県鶴岡市稲生１丁目６番85号
債務者　加藤千賀子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第９１号
山形県鶴岡市西新斎町10番19号、旧住所山形県鶴岡市昭和町12番32号
債務者　青澤　恒子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第９２号
山形県東田川郡三川町大字猪子甲274番地
債務者　佐藤　真紀
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第２３８号
金沢市東長江町は４番地11
債務者　森　佳津義（旧姓茶谷）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２６０号
金沢市北安江３丁目13番７号　プルマンサンジャック501号
債務者　藤井　惠子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２９５号
金沢市諸江町上丁310番地３　東コーポ２号、従前の住所金沢市諸江町上丁211番地３
債務者　岩佐　朱美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１０１９号
京都府城陽市枇杷庄島ノ宮80番地の117
債務者　吉田　正樹
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６１号
京都府木津川市木津神田６番地11　コーポ神田205号
債務者　岡元　進一
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８１号
京都市右京区谷口円成寺町６番地の11
債務者　谷本奈生美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８８号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地５棟508号
債務者　植松　由香
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７３号
京都市北区上賀茂柊谷町２番地１　第二柊谷ハイツ205
債務者　岩竹美登利（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９０号
香川県高松市井口町１番地１
債務者　三野田一浩
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係